

女性の活躍推進について

1 経過

男女が共にその能力を十分に発揮でき、安心して働き続けられる環境づくりを進めていくことは重要であるが、継続就業を希望しながら出産・育児を機に仕事を辞めざるを得ない女性が約6割もおり（M字カーブ問題）、女性が働き続けられる環境整備が進んでいない状況である。このような状況の中、国においては、女性の活躍推進に向けた取組を進めることが重要であるとして、女性の活躍状況の把握や課題分析、行動計画の策定などを定めた「女性活躍推進法」が平成27年8月に成立した。

京都では、平成27年3月、京都における女性の活躍を加速化させるため、経済団体等と行政が連携して取組を推進する「輝く女性応援京都会議」を発足させ、平成28年3月には、「京都女性活躍応援計画」を策定するなど、女性の活躍推進についてオール京都体制で取り組んでいる。

2 輝く女性応援京都会議（平成27年3月16日設置）

京都における女性の活躍を加速化させるため、経済団体等と行政が連携して取組を推進する「輝く女性応援京都会議」を平成27年3月に発足し、第1回輝く女性応援京都会議では、女性活躍推進に向けた取組を一過性のものに終わらせず、継続的な取組に繋げるため、参加団体連名で「行動宣言」採択した。

代 表

立石 義雄（京都商工会議所会頭）
田中 田鶴子（京都商工会議所元副会頭）

顧 問

京都府知事 山田 啓二
京都市長 門川 大作
京都労働局長 井内 雅明

構成団体

京都府 京都市 京都労働局
京都府商工会議所連合会 京都府商工会連合会
京都府中小企業団体中央会 京都商工会議所
京都経営者協会 一般社団法人京都経済同友会
公益社団法人京都工業会
京都府商工会議所女性会連合会
京都府商工会女性部連合会
京都商工会議所女性会
日本労働組合総連合会京都府連合会
国際ソロプチミスト京都 国際ゾンタ京都クラブ
公益財団法人大学コンソーシアム京都
日本政策金融公庫
公益財団法人21世紀職業財団関西事務所
京都府・市男女共同参画センター

企画委員会

行政及び構成団体の幹部により構成
行動宣言に基づく取組企画を推進

事務局

京都府・京都市・京都労働局・京都商工会議所

行動宣言

■ 自主的な行動計画の策定推進

- 「女性活躍推進法」に基づき、300人以下の中小企業への行動計画策定支援
- 女性活躍を経営戦略に繋げるモデル企業づくり

■ 積極的な人材発掘・能力開発・登用等の推進

- 管理職予備層の育成、男性管理職の意識改革等の企業・団体の枠を超えた女性の活躍研修
- 女子学生へのキャリアデザインセミナー

■ 「働き方改革」の推進による環境づくり（長時間労働の是正、ハラスメント対策等）

- 長時間労働解消の取組
- ハラスメント対策セミナーの実施
- 男性の家事・育児・介護等への参画を促進するための好事例の普及促進

■ 起業・創業の推進

- 京都女性起業家賞及びビジネス交流フェア等による販路拡大等経営発展支援

【参考】「輝く女性応援京都会議」における取組について

- ・ 中小企業の事業主行動計画の策定支援のための勉強会・相談会の実施
- ・ 女性活躍推進に係る各種研修の実施（管理職向け、女子社員向け等）
- ・ 女性社員向けのキャリアアップ等の相談
- ・ 女子学生キャリアデザインセミナーの実施
- ・ 女性の活躍シンポジウムの実施
- ・ 啓発誌の発行
- ・ 京都女性活躍支援拠点「京都ウイメンズベース（仮称）」設置

3 「京都女性活躍応援計画」（平成28年3月策定）

(1) 計画の位置付け

平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」では、地方公共団体が当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することが努力義務となっている。

「京都女性活躍応援計画」は、「輝く女性応援京都会議」で採択した4つの行動宣言に基づき、京都における女性の活躍を推進するための基本的な考え方を示しており、女性活躍推進法に基づく、京都市及び京都府の推進計画として位置付けている。

- | | |
|--------|----------------------|
| 行動宣言 1 | 自主的な行動計画の策定推進 |
| 行動宣言 2 | 積極的な人材発掘・能力開発・登用等の推進 |
| 行動宣言 3 | 「働き方改革」の推進による環境づくり |
| 行動宣言 4 | 起業・創業の推進 |

(2) 計画期間

平成28年4月1日～平成38年3月31日

※ 女性活躍推進法は、法律の施行後3年で、必要がある場合に、法律の規定について検討を加えることとされているため、本計画についても3年を目処に見直しを検討する。

4 「京で輝く！女性活躍推進プロジェクト（仮称）」

京都市では「京都女性活躍応援計画」に掲げる「行動宣言2：「働き方改革」の推進による環境づくり」に係る取組として、以下の取組を実施する。

- (1) 企業における女性の活躍推進に向けた「女性の活躍推進シンポジウム」を実施
- (2) 女子大学生や若手社員向けの「女性の活躍推進」のためのセミナーを実施
- (3) 女性の活躍をテーマとした啓発誌の発行

5 京都女性活躍支援拠点「京都ウイメンズベース（仮称）」の設置

(1) 概要

京都府が平成28年度予算において、「輝く女性応援京都会議」の下、京都企業の女性活躍及びワーク・ライフ・バランス推進のための拠点を新たに設置する。

(2) 設置場所

市内中心部の民間ビルを賃貸予定

(3) 開設時期

平成28年8月

(4) 開設期間

平成28年8月～平成32年までの5年間

(5) 運営体制等

ア 機能の集約

- ・ 京都府，京都市，京都労働局，京都商工会議所に分散していた事務局機能を集約
- ・ 京都テルサ内に開設している京都ワーク・ライフ・バランスセンターの機能を統合

(6) 事業内容

ア 各種研修の実施

キャリアの段階別研修（若手女性社員向け，管理職予備層向け），経営トップの意識改革セミナー，管理職・人事担当者向け意識改革研修，産休・育休復帰支援研修を実施

イ 事業主行動計画の策定支援

「京都ウイメンズベース」において，京都府，京都市，京都労働局，経済団体が一体となり，女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援し，中小企業の女性活躍を加速化する。